



うちなー健康経営宣言

株式会社屋部土建

第 228 号

令和 3 年 4 月 1 日 登録

令和 7 年 11 月 4 日 更新

代表者メッセージ

建設業における健康診断の有所見率は、県平均を上回る状況にあります。
この課題を解決することは、安心・安全な職場環境の実現に不可欠です。
私たちの使命を達成し、社会から必要とされる企業であり続けるためには、従業員一人ひとりの心身の健康が何よりも重要です。
「社員の健康なくして安全なし！」
「社員の健康なくして、企業の繁栄なし！」
「企業の繁栄なくして社員の幸福なし！」
この「健康経営宣言」を通じて、全役職員が健康への意識を高め、健康増進活動を推進していきます。
これにより、労働災害を防止し、個々の自己実現を支援するとともに、地域の発展にも貢献してまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. その他
 - ・(1) 定期健康診断の確実な実施
労働安全衛生法に基づき、年1回以上、対象となる従業員全員の健康診断受診を徹底します。これにより、従業員の健康状態を定期的に把握できるよう努めます。
 - (2) 健康診断結果に基づく個別ヘルスケアサポートの強化
健康診断の結果、健康保持が必要と判断された従業員に対し、特定保健指導や産業医面談の機会を提供します。また、健康や食事、運動など健康課題に応じた知識や情報発信を継続的に行っていきます。
 - (3) 産業医連携による就業環境の最適化
健康診断で有所見となった従業員については、産業医との連携を密にし、医師の意見を踏まえた上で、勤務時間や業務内容の見直しなど、就業上の適切な措置を講じます。また、身体だけでなくメンタルヘルスに関する悩みも気軽に相談できる体制を構築します。
 - (4) ITの活用
従業員の健康維持を効率的かつ実効性のあるものとするために、ITを積極的に活用して、定期健康診断やストレスチェックなどの実施・分析や、スマートフォンアプリなどを活用し、健康診断結果の見える化や健康管理アプリの活用など従業員の自己管理を促す仕組みを構築します。
 - (5) 疾病予防支援措置の実施
従業員の疾病を予防するために、朝の体操と健康観察の確認を継続するとともに定期的に社内制度等の見直しを行います。